

妊産婦の医療費を助成します

安心して妊娠期を過ごし、出産に備えることができるように医療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります

問い合わせ 保健医療課健康支援室 ☎53・2111 (内線2432) または各支所地域福祉室 記事ID 0064734

対象者

市内に住所を有する妊産婦
 ※生活保護を受けている人や県障・県親の受給者証をお持ちの人は対象外です

受給者証の交付申請

母子健康手帳の交付時に受給者証の交付申請をしてください。

申請時に必要なもの

妊娠届出書、健康保険証、標準負担額減額認定証（お持ちの人のみ）
 ※令和4年3月31日までの間に母子健康手帳の交付を受けている人は母子健康手帳、健康保険証、標準負担額減額認定証（お持ちの人のみ）をご持参の上、申請してください



助成対象期間

妊娠の届け出をした日の翌日から出産（流産した日・死産した日）の翌月末日までです。
 他の市町村において、妊娠の届け出をした人は転入の届け出をした日の翌日から助成対象です。

助成対象期間

保険診療による受診分が対象となります。保険診療分の自己負担額から、次の一部負担額を除いた金額を助成します。

通院	1日530円 ※自己負担額が530円に満たない場合は当該自己負担額 ※同一の医療機関において1カ月に5回目以降は無料
入院	1日1,200円 ※標準負担額減額認定証の交付を受けている場合は、食事代を合わせて助成
調剤薬局	無料
訪問看護	1日250円

助成の内容

医療機関などの窓口を受給者証を提示することで一部負担金のみの支払いで済みます。
 医療機関などの窓口で受給者証を提示しなかった場合や県外医療機関での受診の場合は、申請が必要です。

申請時に必要なもの

受給者証、健康保険証、医療機関などが発行した領収書、振込を希望する口座などが分かるもの

変更の手続き

受給者証に記載されている内容に変更があった場合は、届け出が必要です。
 ・姓、住所が変わったとき
 ・健康保険証が変わったとき
 ・出産が予定よりも早く（遅く）なった場合や流産などをしたために助成対象期間が変わるとき



不育症治療費を助成します

不育症治療を希望される夫婦に対して費用の一部を助成し、安心して治療できる環境づくりを支援します

問い合わせ 保健医療課健康支援室 ☎53・2111 (内線2432) 記事ID 0065521

対象者

不育症治療などを受けた夫婦（事実婚も含む）で、次の全てに該当する場合に対象となります。
 ・夫婦のいずれか一方が市内に住所を有する人
 ・医師により不育症と診断され、治療の必要があると認められた人
 ・市税などを滞納していない人
 ・他の市区町村から助成を受けていない人

助成の内容

次の不育症治療などにかかった費用に対して助成します。助成金額は、1回の治療期間ごとに3分の2です。（限度額10万円）
 ・不育症治療および診療にかかる保険



1回の治療期間とは

不育症の診断をするための検査を開始した日から当該不育症治療に係る最初の妊娠による出産、流産もしくは死産した日または医師の判断により治療が終了した日までです。
 新潟県不育症検査費用助成の対象者は、市に申請する前に「新潟県不育症検査費用助成」の申請をしてください。検査費用から県の助成額を控除した額の3分の2を助成します。

申請手続き

4月1日以降に受けた不妊治療などに係る費用の一部について助成となりますので必要書類をご持参のうえ、申請においでください。

申請時に必要なもの

・村上市不育症治療費助成金交付申請書
 ・保険医療機関等証明書
 ・治療・検査に要した費用の領収書、明細書の写し
 ・印鑑
 ・新潟県不育症検査費用助成を受けた場合は、決定通知書の写し、助成検査受検証明書の写し（該当者のみ）
 ・助成金の振込を希望する口座などが分かるもの
 ・両人の戸籍謄本（事実婚である場合）
 ・両人の住民票（事実婚である場合）
 ・事実婚に関する申立書（事実婚である場合）

